

公布された条例のあらまし

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第一六号）

1 外国を勤務地とする職員に外国勤務手当を支給することとした。（第二条及び第三一条の四第一項関係）

2 外国勤務手当は、国の在外公館に勤務する職員に対して支給される在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額（在勤基本手当は国の手当額に 100% の 80% を乗じて得た額とし、住居手当は国の上限額に 100% の 80% を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当は国の支給額に 100% の 80% を乗じて得た額から配偶者に係る扶養手当額を減じた額とする。）の合計額に相当する額とすることとした。（第三一条の四第二項関係）

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

4 佐賀県職員給与条例について、外国勤務手当の支給を受ける職員には、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）を支給しないこととした。

佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができない職員の範囲を見直すこと等とした。（第二条、第二条の二及び第三条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一八

号)

1 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者、障害者等に対する支援活動その他の人事委員会規則で定める社会に貢献する活動を行う場合、特別休暇を与えることができる期間を七日とすることとした。(第二二条関係)

2 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外はそれらの確保を行うことができないときに、特別休暇を与えることができることとした。(第二二条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県税条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

1 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止することとした。(附則第二六条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

1 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条第三項の震災特例旅券の交付事務を、各市町が処理することとした。(附則第二項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

1 唐津市立神集島小学校が廃止されたことに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。(別表第一関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

1 佐賀県高等学校等修学支援基金(以下「基金」という。)の名称を改めることとした。(題名及び第一条関係)

2 基金の設置目的に、東日本大震災により被害を受けた生徒等であつて経済的理由により就学等が困難なものに対する教育機会の確保を図ることを加えることとした。(第一条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

1 佐賀県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長することとした。(附則第二項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県住宅リフォーム支援基金条例(条例第二四号)

1 県内の住宅に係る修繕、模様替等の取組を支援することにより本県経済の活性化を図るため、佐賀県住宅リフォーム支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第二条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するため要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第三条関係)

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。(第六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二六年三月三十一日限りその効力を失うこととした。